

## 旧久世高校体育館・武道場使用料金表

(R8.4～)

区分			使用料	利用単位	
旧久世 高校 体育館	アリーナ	全面	一般	1,100円	1時間
			高校生以下	550円	
		1/2面	一般	550円	
			高校生以下	280円	
		1/4面	一般	280円	
			高校生以下	140円	
	1/6面	一般	190円		
		高校生以下	100円		
個人利用	一般	300円	1回		
	高校生以下	150円			
旧久世 高校 武道場	半面(畳敷)	専用利用	一般	280円	1時間
			高校生以下	140円	
		個人利用	一般	110円	1回
			高校生以下	60円	
	半面(板張)	専用利用	一般	280円	1時間
			高校生以下	140円	
		個人利用	一般	110円	1回
			高校生以下	60円	
	全面	専用利用	一般	550円	1時間
			高校生以下	280円	
		個人利用	一般	220円	1回
			高校生以下	110円	

○備考

- 1 市民以外の方が利用する場合の利用料は上記金額の1.5倍
- 2 営利目的で利用する場合の利用料は上記金額の2倍
- 3 入場料を徴収して利用する場合の利用料は上記金額の3倍
- 4 午前7～9時の利用料は上記金額の1.5倍  
(例)7～9時に市民以外の方が利用する場合の利用料は、1.5倍×1.5倍

○免除

- 1 施設を利用する障害者を介助する介助者1名

○半額減免

- 1 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方
- 2 生活保護受給者
- 3 真庭市ひとり親家庭等医療費受給者の属する世帯
- 4 後期高齢者医療制度の被保険者のうち低所得者Ⅰに該当する者の属する世帯
- 5 次に掲げる者を構成員とする世帯で、世帯全員が市町村民税(特別区民税含む。)非課税の世帯・身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方

※免除、減免を受けようとする場合は受付時に障害者手帳等の証明できる書類を提示してください。  
 ※料金加算、減免料金を算出した金額に10円未満の端数が生じるときには、これを切り捨てる。